

定 款

一般社団法人京都市地域女性連合会

令和 4年 3月 22日 作成
令和 4年 3月 29日 公証人認証
令和 4年 4月 1日 法人成立

一般社団法人京都市地域女性連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都市地域女性連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都市内の一の地域において自主的に結成された、女性会を称する団体（以下、「学区女性会」という。）を統括し、相互の連絡調整及びその発展を図り、女性の地位向上を期することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性問題を解決するための諸種の施策
- (2) 女性の生活周期の変化に伴う諸種の施策
- (3) 生涯学習及び社会教育の推進並びに社会福祉事業に関すること
- (4) 会員相互の福祉増進のための事業
- (5) 会員相互の親睦をはかる事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、学区女性会であって、次条の規定により社員となったものをもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、休会その他の事情により経費負担を休止することが相当であると理事会において承認された場合は、その期間の経費を免除することができる。

2 その他、経費の分担について必要な事項は別に定める。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、京都市地域女性大会（以下、本定款において、「女性大会」という。）の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が解散したとき。

第4章 京都市地域女性大会

(構成)

第11条 女性大会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の女性大会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

第12条 女性大会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会として、毎事業年度終了後4カ月以内に女性大会を開催する。

2 必要に応じて、臨時女性大会を随時開催する。

(招集)

第14条 女性大会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、女性大会の目的である事項及び招集の理由を示して、女性大会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 女性大会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故のあるときは、予め定める副理事長が代理する。

(議決権)

第16条 女性大会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 女性大会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 女性大会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 会員

(会員の定義)

第19条 社員たる学区女性会の構成員である者を会員とする。

2 会員について必要な事項は別に定める。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上44名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長とする。

- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、女性大会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 その他、役員を選任に関して必要な事項は別に定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 あらかじめ理事長が指定する副理事長は、理事長に事故があるとき又は欠けたとき、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時女性大会の終結の時までとする。

- 2 役員が補欠として選任された場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された役員が重任された場合の任期は、重任前後の任期を合わせて1期とみなす。
- 4 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 役員再任は、第26条の適用を受ける場合を除き、通算3期を限度とする。

(理事長及び副理事長の任期)

第25条 理事長及び副理事長の任期は、2年とする。

- 2 理事長及び副理事長の再任は、それぞれ次の各号に掲げる期数を限度とする。

- (1) 理事長 2期

(2) 副理事長 3期

- 3 理事長又は副理事長が補欠として選定された場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選定された理事長又は副理事長が重任された場合の任期は、重任前後の任期を合わせて1期とみなす。

(理事の任期の特例)

- 第26条 理事会が特別の事情があると認める者は、女性大会において、第24条第5項に定める限度を超えて理事に再任されることができる。ただし、当該候補者が理事長又は副理事長である場合は、この限りでない。
- 2 理事が理事長又は副理事長に選定された場合、翌期に、第24条第5項に定める限度を超えて理事に重任されることができる。ただし、この規程の適用は、理事長に選定された場合は1回、副理事長に選定された場合は3回を限度とする。
 - 3 理事が補欠として理事長又は副理事長に選定された場合は、前項後段の規定を適用しない。

(役員解任)

- 第27条 役員は、女性大会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第28条 役員は、無報酬とする。

第7章 相談役

(相談役的地位)

- 第29条 この法人は、前理事長である者を相談役として置くことができる。
- 2 相談役は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じ、又は女性大会及び理事会において意見を述べるることができる。
 - 3 相談役の選任又は解任は、理事会において決議する。
 - 4 相談役は無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第22条第4項に基づいて指定された副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事は、必要と認めるときは、理事長又は理事会を招集する副理事長に理事会の招集を請求することができる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時女性大会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、女性大会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、女性大会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くものとする。

3 重要な職員は、理事会の決議を経て理事長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時社員の名称及び住所は次のとおりである。

住所

名称 山階南地域女性会 (代表者：佐伯久子)

住所

名称 梅津地域女性会 (代表者：中川恵美子)

住所

名称 板橋地域女性会 (代表者：高橋肇子)

3 この法人の設立時理事は佐伯久子、中川恵美子、高橋肇子、

設立時監事は橋垣艶子、原小壽とする。

4 この法人の設立時代表理事は佐伯久子とする。

5 設立時理事の任期は、この法人の設立後最初の女性大会の閉会のときまでとする。

6 設立時監事の任期は、この法人の設立後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時女性大会の終結の時までとする。

以上、一般社団法人京都市地域女性連合会設立に際し、設立時社員山階南地域女性会 (代表者：佐伯久子)、同梅津地域女性会 (代表者：中川恵美子)、板橋地域女性会 (代

表者：高橋肇子) の定款作成代理人である司法書士浜田 昭は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年3月22日

設立時社員 山階南地域女性会 (代表者：佐伯久子)

設立時社員 梅津地域女性会 (代表者：中川恵美子)

設立時社員 板橋地域女性会 (代表者：高橋肇子)

上記設立時社員の定款作成代理人

京都市中京区寺町通二条上る常盤木町47番地の1

司法書士 浜田 昭

